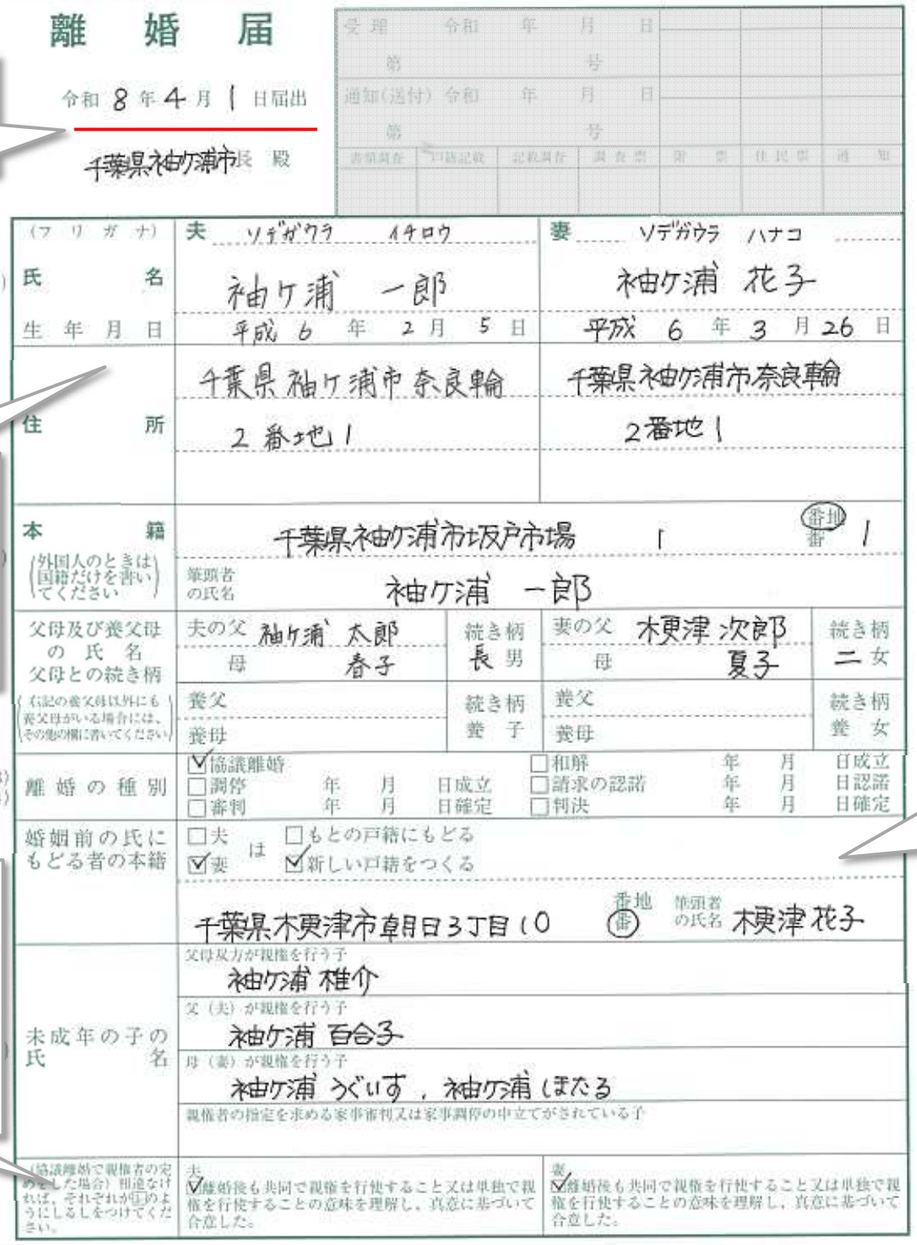
【離婚届　記載例】


離　婚　届

令和 8 年 4 月 1 日届出

千葉県袖ケ浦市長 殿

	夫	妻
(フリガナ)	ソデガウラ イチロウ	ソデガウラ ハナコ
(1) 氏名	袖ケ浦 一郎	袖ケ浦 花子
生年月日	平成 6 年 2 月 5 日	平成 6 年 3 月 26 日
住所	千葉県袖ケ浦市奈良輪 2番地1	千葉県袖ケ浦市奈良輪 2番地1
本籍 (外国人のときは国籍だけを書いてください)	千葉県袖ケ浦市坂戸市場 1 番1	
	筆頭者の氏名 袖ケ浦 一郎	
父母及び養父母の氏名 父母との続き柄	夫の父 袖ケ浦 太郎 母 春子 / 続き柄 長男	妻の父 木更津 次郎 母 夏子 / 続き柄 二女
	養父 養母 / 続き柄 養子	養父 養母 / 続き柄 養女

(3)(4) 離婚の種別: ☑協議離婚 年 月 日成立 / ☐調停 年 月 日確定 / ☐審判 年 月 日確定 / ☐和解 年 月 日成立 / ☐請求の認諾 年 月 日認諾 / ☐判決 年 月 日確定

婚姻前の氏にもどる者の本籍: ☐夫 ☑妻 は ☐もとの戸籍にもどる ☑新しい戸籍をつくる
千葉県木更津市朝日3丁目10 番地 筆頭者の氏名 木更津花子

未成年の子の氏名:
父母双方が親権を行う子: 袖ケ浦 椎介
父（夫）が親権を行う子: 袖ケ浦 百合子
母（妻）が親権を行う子: 袖ケ浦 うぐいす，袖ケ浦 ほたる
親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子:

(協議離婚で親権者の定めをした場合) 相違なければ、それぞれが(1)のようにしるしをつけてください。
夫 ☑離婚後も共同で親権を行使することは単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。
妻 ☑離婚後も共同で親権を行使することは単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。

住所を定めた年月日: 夫 年 月 日 / 妻 年 月 日

連絡先 電話 0438(62)2111 自宅・勤務先[]・携帯

(6)(7) 同居の期間: 令和元 年 4 月から 令和8 年 4 月まで

(8) 別居する前の住所: 千葉県袖ケ浦市奈良輪 2 番 / 1 号

(9) 別居する前の世帯のおもな仕事と
☐1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯
☐2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯
☐3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）
☑4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）

(10) 夫妻の職業: 夫

その他:

届出人署名（※押印は任意）: 夫 袖ケ浦 一郎 印 / 妻 袖ケ浦 花子 印

◎署名は

証人（協議離婚のときだけ必要です）

署名（※押印は任意）	富津 冬子 印	君津 秋夫
生年月日	昭和 42 年 1 月 1 日	昭和 45 年 10 月 8
住所	千葉県富津市下飯野 2443 番地	千葉県君津市久保 27日13番
本籍	千葉県富津市下飯野 2443 番	千葉県君津市久保 27日13 番地

親子交流について
☑取決めをしている。 ☐まだ、決めていない。
親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と面会その他の方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）

養育費の分担について
☑取決めをしている。
☐まだ、決めていない。※未成年の子については、取決めをしてください。
養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイトをしている大学生の子）の教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わない場合でも、子の利益を最も優先して考えます。

父母が離婚するときは、親子交流や養育費の分担について取決めをしてください。この場合には、子の利益を最も優先して考えます。
詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「親子交流及び養育費等、離婚をするときに取り決めておくこと」をご覧ください。
法務省 離婚

日本司法支援センター（法テラス）では、親子交流や養育費の分担について、無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用の立替えなどの援助制度もあります。
【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374

提出日は、**必ず**記入してください。
※提出日当日を記入する。

提出日時点の住所を記入してください。

※住所の異動や世帯の変更などは、離婚届とは別に手続きが必要です。

親権者の取決めについて、夫妻が理解し、合意していることを確認する欄です。
必ず夫妻それぞれ本人が内容を読んでチェックを書き入れてください。

署名は本人が記入してください。

押印は任意ですが、シャチハタ等のゴム印は使用できません。

届出人
①協議離婚の場合……夫と妻
②裁判や調定離婚の場合……申立人のみ
※添付書類が必要です。ご注意ください。

証人は**協議離婚の場合**に必要です。
婚姻する当事者以外で、成人（１８歳以上）の方に記入してもらいます。
必ず**２名必要**です。

婚姻の際に氏が変わった方（夫、妻のどちらか）は、離婚後の戸籍について次の中から選べます。
①婚姻前の氏に戻り、婚姻前のもとの戸籍にもどる。
②婚姻前の氏に戻り、自分で新しい戸籍をつくる。（自分が筆頭者になる）
③婚姻中の氏を引き続き使い、自分で新しい戸籍をつくる。（自分が筆頭者になる）
※この場合はこの欄に何も書かないでください。離婚届とは別の届出が必要です。（戸籍法第77条の2の届）

【未成年の子の親権について】R8.4.1～
夫妻の間に未成年の子がいる場合は、子どもの親権について夫妻で協議し、次の中から選べます。
①離婚後も父母双方が親権を行う（共同親権）
②父または母のどちらか一方のみが親権を行う（単独親権）

子どもが複数人いる場合は、それぞれに共同親権か単独親権か決めて、**その子の氏名をあてはまる欄に記入**してください。
※離婚届の提出時に親権者について審判や調停の申立てをしている場合はその子の氏名を「親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子」欄に記入してください。

◎ 市役所の閉庁日（土日祝日等）に提出した場合、翌開庁日に届出内容の確認をします。
場合によっては再度窓口にお越しいただくことがあります。
あらかじめご了承ください。

◎ 窓口にお越しの際は、本人確認をさせていただきます。
マイナンバーカードや運転免許証、パスポートなどの本人確認書類をお持ちください。

◎ 修正液は使用できません。
書き間違えた場合は署名欄に押印し、同じ印鑑で訂正印を押して下さい。

◎ 消せるボールペンは使用しないでください。

◎ 記載例は一例です。書き方や内容についてのお問い合わせは
【袖ケ浦市役所市民課　　0438-62-2970】まで
※平日8:30～17:15